

国環水第53号
令和元年9月20日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課長
(公印省略)

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について（依頼）

令和元年8月の前線に伴う大雨に伴う浸水により、佐賀県の鉄工所において焼き入れ油を貯蔵している地下ピット内に水が流入し、多量の焼き入れ油が流出する事故が発生しました。また、昨年度発生した豪雨や台風による災害においても、浸水や流水等による被害が多数発生したところです。

これらの被害状況を踏まえ、風水害発生時における危険物保安上の主な留意事項について、関係省庁において別紙のとおりとりまとめました。

つきましては、別紙の内容についてご承知おきいただくとともに、各危険物施設において具体的な計画策定や対策の実施等を行うに当たり、危険物施設の管理者等から水害リスクに関する問い合わせがあった場合は、想定される浸水範囲や浸水深等について、助言していただきますようお願いいたします。

併せて、本件について都道府県河川担当部局に対しても、危険物施設の管理者等から問い合わせがあった場合は、同様の対応をしていただくよう周知願います。

なお、別紙の内容については、内閣府、総務省消防庁、経済産業省からも、別添の機関に対し周知されていることを申し添えます。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 相澤
津波水防係長 西
電話：03-5253-8460（内 35457）
FAX：03-5253-1603

風水害発生時における危険物保安上の留意事項

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）室
総務省消防庁危険物保安室
経済産業省製造産業局産業機械課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

令和元年8月の前線に伴う大雨に伴う浸水により、佐賀県の鉄工所において、焼き入れ油を貯蔵している地下ピット内に水が流入し、多量の焼き入れ油が流出する事故が発生しました。

また、平成30年の7月豪雨や台風21号においても、多数の給油取扱所において、浸水による電気設備の故障、タンクへの水混入、流水による防火塀の破損や舗装面の洗掘、危険物運搬車両の流出、敷地内への土砂の流入・堆積、強風による防火塀や設備・機器の倒壊、キャノピーからのパネル落下等が生じました。加えて、アルミニウム工場（重油の貯蔵・取扱いを行う危険物施設）においても、浸水により、アルミニウムの熔融高熱物が水と接触したことによるものとみられる爆発が発生し、周辺建物の延焼、破損等が生じたところです。

これらの被害状況を踏まえ、風水害発生時における危険物保安上の主な留意事項を以下のとおりまとめました。

つきましては、危険物施設において、上記のような事故や被害が今後発生しないよう、関係者において、本留意事項の内容について認識・共有いただくとともに、各施設の形態や危険物の貯蔵・取扱い等の状況に応じ、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

1. 各段階における危険物保安上留意すべき事項

（1）平時からの事前の備え

ア 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認しておくこと。

イ 上記アを踏まえ、当該施設において、長雨や台風の接近に伴い浸水等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。

〈事前の備えの例〉

- ・ 計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
- ・ 停電時においても温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等のバックアップ電源を確保する。
- ・ 下記（２）の応急対策について、従業者等の教育訓練を行う。 等

（２）風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

ア 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずること。

〈浸水・土砂対策の例〉

- ・ 土のうや止水板等により危険物施設内への浸水や土砂流入を極力防止する。
- ・ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。
- ・ 禁水性物質や金属の熔融高熱物など、水と触れると危険な物品については、高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の熔融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講ずる。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、流出防止のため、高所へ移動する、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。また、移動タンク貯蔵所についても、高台等への移動を実施する。 等

〈強風対策の例〉

- ・ 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、転倒防止のため、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。 等

〈停電対策の例〉

- ・ 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止しておく。
- ・ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。 等

イ 上記アの対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保するこ

とが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行うこと。

ウ 浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等への通報を行うこと。

(3) 天候回復後の点検・復旧

ア 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施すること。

また、台風等による強風や大雨に見舞われた浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の点検・復旧については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について」（平成25年7月31日付け消防危第141号・消防特第154号）を参考として対応すること。

イ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認すること。

2. 中小企業防災・減災投資促進税制の活用について

中小企業において、災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、令和元年7月16日に施行された中小企業強靱化法により、防災・減災に係る事前対策のための設備投資について、特別償却（20%）を講じる「中小企業防災・減災投資促進税制（令和2年度末まで）」を実施しています。

本税制は、事業者が作成した自然災害等への事前の対策を取りまとめた計画を経済産業大臣が認定し、当該計画に含まれる設備の導入に対して適用するものです。

風水害対策に向けた設備としては、止水板や防水シャッター、排水ポンプ等が対象となります。

具体的な内容や手続きにつきましては、各地域の経済産業局産業部中小企業課等にお問い合わせください。

（参考URL：中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190809bousaizeis/ei.pdf>

3. 水害リスクに関する助言について

1. の留意事項を踏まえ、各施設において具体的な計画策定や対策の実施等を行うに当たり、必要に応じ、ハザードマップを作成している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能です。

なお、国管理河川の場合は、全国の地方整備局等の河川関係事務所に地域の水防力の強化を図る相談窓口として「災害情報普及支援室」を設置し、

- ・河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- ・避難確保、浸水防止に関する計画作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- ・その他、災害情報を普及するために必要な支援

等を行っておりますので、ご活用ください。

(参考URL)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html> (「災害情報普及支援室」で検索)

国水環防第6号
令和1年10月21日

国土交通省

北海道開発局 河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
水災害予報センター長 殿
水災害対策センター長 殿

内閣府

沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
河川課長 殿

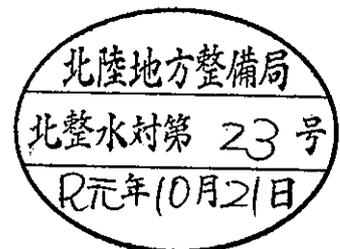
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 水防企画室長

洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について（再周知）

洪水ハザードマップ作成等の促進については、「洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について」（令和元年6月28日付け国水環防第1号）を通知しているところである。

今般の台風19号による甚大な被害の発生に鑑み、関係市区町村において、適切な洪水ハザードマップが作成されるよう要請するとともに技術的支援を行うよう改めて周知するものである。

また、管内の都道府県に対しても同様の取組が推進されるよう働きかけられたい。



国土交通省

北海道開発局 河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
水災害予報センター長 殿
水災害対策センター長 殿

内閣府

沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
河川課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について

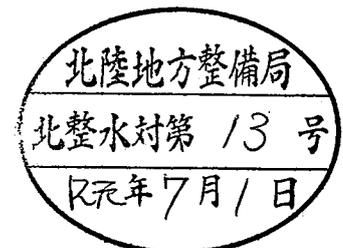
平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報を徹底的に周知により、想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの作成を促進しています。

平成30年12月に公表された大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）では、洪水ハザードマップが作成され事前に水害のリスクを認識することが可能であったにも関わらず、住民等へ十分に浸透しておらず、死傷者や逃げ遅れ等が生じたことから、「リスク情報の空白地帯の解消」や「水害を我がことと考えるための取組の強化」の促進が重要とされています。

これらを踏まえて、下記事項に留意し管内市町村に対して適切な対応を図るとともに、管内の都道府県に対しても、同様の取組が推進されるよう働きかけください。

記



1. 洪水ハザードマップ作成等の促進について

・洪水ハザードマップに係る「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所を別添のとおりであり、以下に該当する市町村は、洪水ハザードマップに係る3か年緊急対策の対象となっているので、該当する市町村において、2020年度まで

に適切な洪水ハザードマップが作成されるよう一層の働きかけを行い、合わせて進捗管理を実施されたい。

・また、直轄河川では洪水浸水想定区域が全て指定されていることから、住民等へ速やかに水害リスク等が提供されるよう、ハザードマップ作成支援ツールを活用するなどして、早期のハザードマップの作成についてより一層の働きかけをされたい。

<3か年の緊急対策箇所>

(洪水ハザードマップの作成)

・水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）第十四条に基づく洪水浸水想定区域に指定されている市町村のうち、水防法第一五条第三項に基づく洪水ハザードマップを作成していない市町村。

・津波ハザードマップ及び高潮ハザードマップに係る「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた緊急対策箇所を別添のとおりであり、以下に該当する市町村は、津波ハザードマップ又は高潮ハザードマップの作成に係る3か年緊急対策の対象となっているので、該当する市町村において、2020年度までに適切なハザードマップが作成されるよう支援されたい。

<3か年の緊急対策箇所>

(津波ハザードマップの作成)

・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市町村のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十一条に基づく津波ハザードマップを作成していない市町村。

(高潮ハザードマップの作成)

・水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）第十四条の三に基づく高潮浸水想定区域に指定されている市町村または平成30年台風第21号による高潮被害があった大阪湾沿いの市町村のうち、水防法第一五条第三項に基づく高潮ハザードマップを作成していない市町村。

・水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）（以下、「手引き」という）では、水害が発生した場合には、住民だけでなく一時的に地域に滞在する通勤者や旅行者なども被災するおそれがあるため、ハザードマップの地図面等に表示する浸水深等の閾値や配色は災害の種別を問わず、各市町村間で統一することが望ましいとしていることから、洪水ハザードマップ等の作成にあたり、適切な助言等をされたい。

2. 洪水ハザードマップの住民等への周知方法について

・「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成27年7月21日国水政24号、国水下企30号）において、想定し得る最大規模の降雨によって洪水が発生した場合には、住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることやハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、ハザードマップの周知先を「住民、滞在者その他の者」としている。このため、インターネットによる周知を基本としていることやインターネットが使えない住民等に対しては、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等により周知を図ることについて、市町村に対し改めて周知を徹底されたい。

・生活空間である“まちなか”に想定浸水深や避難所の情報等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」は、住民等が常に土地の持つ災害リスクを認識するために有効であることから、この取組が推進されるように市町村に対し、積極的な働きかけをされたい。

3. 水害を我がことと考えるための取組の強化について

・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)において、想定される災害リスク及びとるべき避難行動の周知徹底について、住民が災害の危険性をイメージできるように過去に起こった浸水の写真等を用いることやハザードマップの作成の前提条件の記載、近傍の中小河川の浸水リスク等が含まれていない場合については、その旨の記載が提言されている。このことから、「手引き」に記載のある“水害のシナリオ”や“既往水害に関する情報(過去の浸水実績など)”の必要性について市町村に対し、改めて説明をされたい。

・水害ハザードマップの住民等への利活用については、印刷物の配布やインターネットでの公開に加え、マイ・タイムラインやマイ防災マップ等の作成のように住民自ら手を動かす取組が実施されるよう、市町村に対し積極的な働きかけ及び支援されたい。

国北整水対第1号

令和2年4月7日

河川関係事務所長 殿

河川部長

(公印省略)

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

標記について、水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長より別紙のとおり通知があったため、その趣旨を周知・徹底の上、引き続き取組の促進に努められたい。

<担 当>

河川部 水災害対策センター 水災害調査係

国水環防第27号
令和2年3月25日

各地方整備局 河川部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長
(公 印 省 略)

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

都道府県に対しては、別紙のとおり通知をしているので、管内の都道府県において取組が推進されるよう働きかけられたい。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするた

め、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

国水環防第27号
令和2年3月25日

都道府県
水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において**「早期の立ち退き避難が必要な区域」**を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた**「住民目線」の水害ハザードマップ**となるよう、**「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」**を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップの**あり方**
- 1.2 水害ハザードマップの**構成**
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲(表示区域)
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

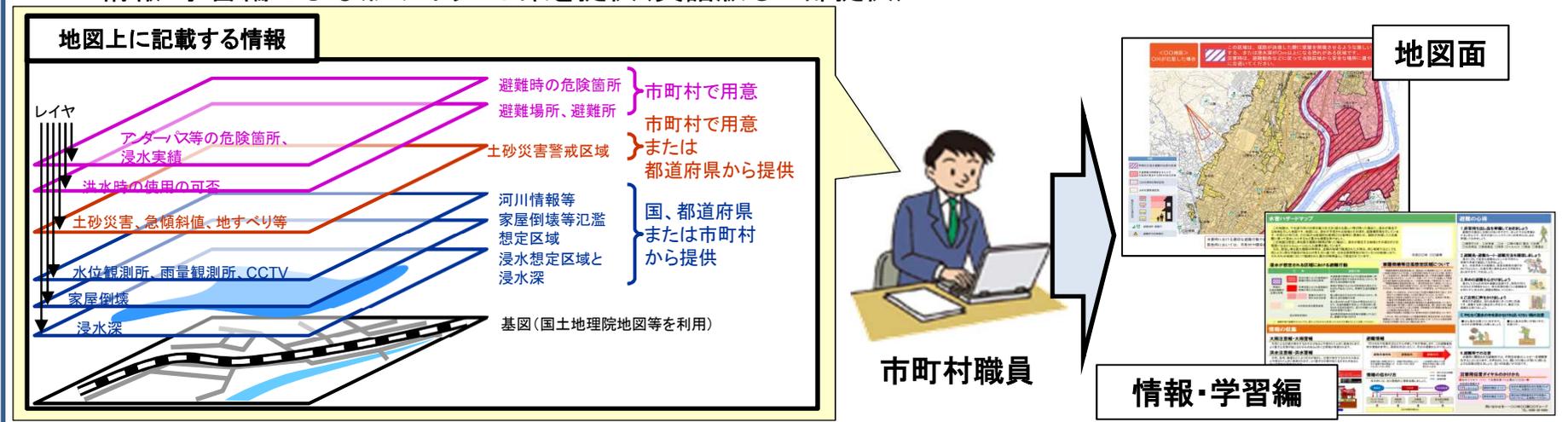
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

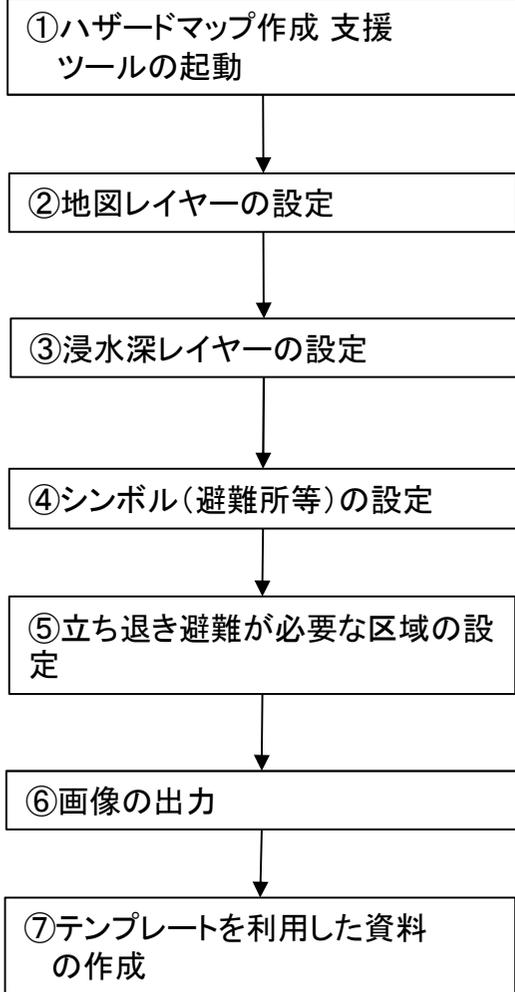
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



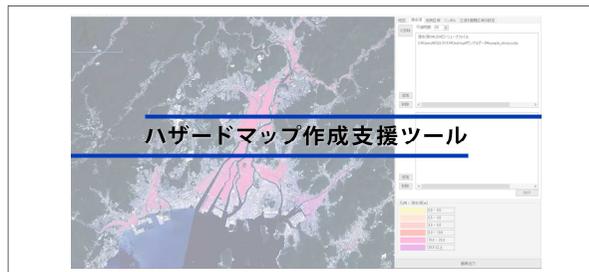
水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

動画の流れ



動画イメージ



タイトル画面



②地図レイヤーの設定



④シンボル(避難所等)の設定

作成イメージ



神奈川県大磯町の事例